

『キャリアサポートのぼりべつ』をご利用ください

市は、就職を希望する若年者などが、就職活動をしている中で抱える不安の解消や自分の適性に合った職業選択などができるよう、登別職業訓練協会に委託して、キャリアカウンセラーによる個別相談やセミナーなどを行い、若年者などが自信を持って就職活動に取り組み、就職することができるようサポートしています。

就職活動などで抱える不安や悩みなどについて無料で相談が受けられますので、お気軽にご利用ください。

【相談内容の例】

- ・就職したいが、何から始めたら良いのか分からない。
- ・どのように就職活動に取り組んでいくと良いか。
- ・就職につながる履歴書の書き方とは。
- ・自分にどのような仕事が合っているのか分からない。
- ・何度も面接を受けているが、なかなか採用してもらえない。

○職業訓練センター（青葉町42-13）

日時（昼間相談）毎週水・金曜日 8時30分～17時
（夜間相談）毎週月～金曜日17時以降

※ 8月11日～16日、12月29日～翌年1月3日を除きます。
※ 相談日が祝日に当たる場合は、その翌日に実施します。
※ 夜間相談は事前予約が必要です。

○地域職業相談室（アーニス2階）

日時 毎週土曜日10時～17時

問い合わせ 登別職業訓練協会（☎01450）

スキルアップのための無料就職セミナー

『キャリアサポートのぼりべつ』は、就職活動に必要なノウハウを身に付けるお手伝いとして、おおむね2カ月に1回、就職セミナーを開催していますので、ぜひご参加ください。

8月18日(木)13時30分から、職業訓練センターで開催するセミナーでは、自分の職歴を振り返り、力強い『夢』を組み立てるお手伝いをします。

【セミナーの内容（予定）】

- ▶10月20日(木) あなたの仕事検索、間違っていないですか？
- ▶11月17日(木) 納得して仕事を選択する
- ▶平成29年2月16日(木) 応募書類の書き方
- ▶平成29年3月16日(木) 面接

『申し込み
問い合わせ』

中の『G』は『グループ』の略です

国民年金保険料 『免除制度』・『納付猶予制度』

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合に、申請により保険料の納付を免除・猶予する制度です。免除や猶予を受けず保険料が未納の状態では、障がいや死亡など不慮の事態が生じたときには、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられないことがあります。

◇免除制度 ◎全額免除制度

前年の所得に基づき、保険料の全額（月額1万6千200円）を免除します。

※全額免除の期間は、全額納付したときと比べ、年金額が2分の1として計算されます。

◎一部納付（一部免除）制度

前年の所得に基づき、保険料の一部を免除します。

※納付額と年金額の計算は次のとおりです。

・4分の1納付（保険料額4千700円・年金額は8分の5）

・2分の1納付（保険料額8千100円・年金額は4分の3）

・4分の3納付（保険料額1万2千200円・年金額は8分の7）

※一部納付（一部免除）制度は、保険料の一部を納付することで、残りの保険料が免除される制度です。一部保険料を納付しなかった場合は、その期間の一部免除が無効（未納と同じ）となり、将来の老齢基礎年金の額に反映されません。また、老齢基礎年金を受けるための受給資格期間にも含まれません。

【手続きに必要なもの】

年金手帳または納入通知書、印鑑、失業の場合は『雇用保険被保険者離職票』の写し、または『雇用保険受給資格者証』の写し
※申請者本人のほか、配偶者・世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

◇納付猶予制度

50歳未満の方で、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人と配偶者の所得要件により、国民年金保険料の納付を猶予する制度です。

納付猶予承認期間は、将来受け取る年金の受給資格期間に含まれますが、年金額に反映されません。
※平成28年7月1日から、対象年齢が30歳未満から50歳未満に拡大されました。

【手続きに必要なもの】

免除申請の手続きに必要な書類と同じ。

※免除制度、納付猶予制度が承認された期間については、10年以内であれば後から保険料を納めること（追納）ができます。

※平成26年4月から、国民年金保険料について、過去2年1カ月分まで遡及して、免除・納付猶予の申請ができるようになりました。

申請先

年金・長寿医療グループ、各支所
問い合わせ
年金・長寿医療グループ

☎012137